

鳥取県公報

◇告示 目次

- 建築代理業者の登録
- 鳥取県養老院を解に指定
- 種畜証明書の書換交付
- 児童福祉法施行規則第七條の規定による歯科医師の指定
- 造林計画の設定
- 保険医の指定
- 保険医の異動

告示

鳥取県告示第四百三十一号

鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和二十七年九月二日

鳥取県知事 西尾愛治

登録番号	年月日	本籍	現住所	氏名	業務管理者
255	昭和27.8.20	東京都新宿区	右同	中西建設工業株式會社	雨宮博
256	昭和27.8.20	富山県富山市	二丁目二九四	鳥取市川外大工町五〇	一級建築士 河部茂
257	昭和27.8.20	鳥取県松江	島根市東町一四二	秋鹿建築士事務所	一級建築士 秋鹿松三郎
258	昭和27.8.20	岡山県御津郡	岡山市二階町四丁目二八	鳥取市二階町四丁目二八	二級建築士 清宗操
259	昭和27.8.20	出雲市	鳥取市川端四丁目三	鳥取市川端四丁目三	一級建築士 三谷俊三
260	昭和27.8.20	大阪府福島区	江中二丁目四五	宮本皓司	一級建築士 宮本皓司

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

261 八頭郡大伊村橋本 二級建築士
 和鳥取市東品治一 小原 時男
 昭27.8.20 三の七 小原 時男

鳥取県告示第四百三十二号

鳥取県養老院を鳥取県会計規則（昭和二十五年六月鳥取県規則第四十二号）第二條の規定による解に昭和二十七年九月一日指定した。

昭和二十七年九月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第四百三十三号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付があつた。

昭和二十七年九月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

種畜証明 種類 名前 飼養者住所氏名
 書番号 昭二六 黒毛 鷲 峯 気高郡浜村町
 鳥取七 和種 (旧名西村) 気高郡畜産農業協同組合
 連合会
 管理者 井上 昇一

鳥取県告示第四百三十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三條ノ三の規定により指定された保険歯科医並びに保険者の指定する者を児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第七條の規定による齒科医師として指定した。

昭和二十七年九月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第四百三十五号

造林臨時措置法（昭和二十五年法律第五十号）第七條の規定により次のとおり造林計画を定めた。

昭和二十七年九月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

番号	伐採跡地等の所在地	地目	地 価	植 栽	植栽完了期限	他の目的に使用される場合の調整事項	所 有 者	権利関係者	備 考
1	八頭郡散岐村大字山上字三反田九四四ノ一	山林	九〇七	杉	昭和二十九年十月三十日	八頭郡散岐村大字山上	竹内 菊雄	"	一反五畝歩
2	水根字石堂五九一ノ二	"	九四	"	"	水根五二五	倉持 久平	"	二反歩
3	字東豊実九一〇	"	二、三八二	"	"	九九	前田 隆	"	"
4	佐貫八日市字若桑谷一、六四八ノ三	原野	五三二	"	"	八日市二九四	山本 房藏	"	"
5	山上字日ノ平一二二〇ノ三	山林	九三〇	杉、檜	"	山上二五五	小谷 友藏	"	二反五畝歩
6	水根字東荒倉奥一	"	一、七二六	杉	"	水根九七	前田 栄	"	"
1	河原町大字布袋字細谷八七五ノ二	保安林	"	檜	"	河原町大字布袋三一〇ノ一	布袋部落代表 森本 一郎	"	四反歩

新潟県長岡市大手通二丁目 北越製紙株式会社 植栽一〇〇町歩

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。
 本県においては県民の皆様の日常生活に
 関係ある重要な条例、規則、規程等をこの
 公報に登載して公布しております。
 国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
 ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日
 講讀料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円
 申込先 鳥取県総務部総務課

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

刷 行 鳥 鳥
 鳥 取 取 取
 所 縣 縣 縣
 鳥 鳥 鳥
 鳥 取 鳥 取
 市 市 市 東
 取 県 町 町
 縣 取
 印 取
 刷 縣
 所 縣